

令和6年能登半島地震 道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議 規約

（目的）

第1条 令和6年能登半島地震 道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）は、令和6年能登半島地震にて甚大な被害を受けた、国、石川県及び県内でも著しい被害のあった市町の管理する道路において、復旧・復興を着実に進めていくため、復旧作業の進捗状況の共有を図り、進捗把握や課題の対応検討などを行うことを目的に設置する。

（議事内容）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整等を行う。

- （1）国県市町が管理する国道・県道・市道・町道の状況についての情報共有
- （2）（1）の道路の復旧に関する進捗把握、課題への対応
- （3）その他、復興を着実に進めていくための課題の対応検討等

（調整会議の組織）

第3条 調整会議は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 調整会議に、座長1名を置く。
- 3 座長は、北陸地方整備局 道路部長とする。
- 4 座長は、調整会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

（調整会議の開催）

第4条 調整会議は、必要に応じて座長が招集し、会議を開催する。

- 2 会議は原則として非公開とする。

（代理の選任）

第5条 構成員は、会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

（事務局）

第6条 調整会議の事務局は、北陸地方整備局 道路部 地域道路課、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所、北陸地方整備局 能登復興事務所、石川県 土木部 道路建設課、及び石川県 土木部 道路整備課に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、調整会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和6年6月6日から施行する。

別表（第 3 条関係）
令和 6 年能登半島地震 道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議 構成員

職名
北陸地方整備局 道路部長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長
北陸地方整備局 能登復興事務所長
石川県 土木部長
輪島市 建設部長
珠洲市 環境建設課長
七尾市 建設部長
能登町 建設水道課長
穴水町 地域整備課長
志賀町 まち整備課長